

第3部 第2 緑と水の快適空間の創造

I 基本的な考え方

● これまでの取り組みと課題

「緑と水の公園都市」の将来像を実現するため、安全性や利便性、快適性などを視点に高環境のまちづくりに取り組んできました。年々三鷹の原風景である緑地や農地、生物が生息できる環境が失われていく中で、緑豊かでうるおいのある公園都市の実現のため、民有地における屋敷林・農地等の保全対策を進めるとともに、緑と水の保全、再生・創出のための施策の充実を図ってきました。また、丸池の里、大沢の里において、ふるさと空間を再生する「ふれあいの里」の公有地化や整備、安全で安心な公園づくり、市民や事業者との協働による緑化の推進など、憩いの空間の提供と身近な緑を増やす取り組みを継続して進めています。特に、市民協働に関しては、NPO 法人花と緑のまち三鷹創造協会を設立し、より市民に近いところで緑の市民活動の支援を行うことが可能となり、協働による緑の保全と緑化推進の新しい仕組みづくりが整いました。

今後の課題等については、新たなまちづくりの展開で創出される拠点や空間等について、「コミュニティ創生」の拠点の一つとして周辺環境と調和を図り整備を進めていくこと、近年の環境問題への対応や災害に強い安全で安心な公園づくりの推進などが求められています。

● 施策の方向

法律・制度の改正や社会情勢等を充分踏まえ、新たな「緑と水の基本計画 2022(仮称)」の策定を行います。回遊ルートの整備については、さらなる拠点と地域資源等とのネットワーク化を推進します。推進にあたっては、生物多様性への配慮、緑の「質」、民有地の緑化等に着目し、環境に配慮した高品質な緑化を推進します。また、新たなまちづくりの展開に対応した施策等を推進します。

安全で安心な公園づくりについては、日常の治安面だけでなく災害時における公園緑地等の役割について整理を行い、防災機能等を備えた公園づくりを推進します。また、公園管理に際して、市民主体の管理や循環型の管理の導入、生物多様性に配慮した施策の導入を進めます。

市民や事業者との協働については、NPO 法人を軸として市民の多様な活動主体と連携の拡大を図り、市民が花や緑の活動に参加できる新たな仕組みづくりや場づくりを進めるとともに、緑に関わる活動を通して市民の緑化意識の啓発とコミュニティの創生を推進します。

さらに、生産緑地等の農地や屋敷林について、都市計画法等の制度と連携を図りながら保全策等について検討を進め、景観に配慮した三鷹らしい緑の空間の確保に努めます。

II まちづくり指標

行政指標	計画策定時の状況 (平成 22 年)	前期目標値 (平成 26 年)	中期目標値 (平成 30 年)	目標値 (平成 34 年)
市域面積に対する公園緑地等の割合	4.60%	4.90%	5.20%	5.45%

市域面積 16.5km²に対する公園・緑地等(大規模施設内の緑地等で市民に一般開放されたものを含みます。)の面積から、緑化推進の進捗度を見る指標です。公園緑地等の増設、借地公園の公有地化、大学キャンパス等の大規模施設内緑地の一般開放の推進などにより、市民が利用できる公園緑地等の面積の増加をめざします。

協働指標	計画策定時の状況 (平成 22 年)	前期目標値 (平成 26 年)	中期目標値 (平成 30 年)	目標値 (平成 34 年)
緑被率	33.46%	維持	維持	維持

樹林地、草地、農地等を合わせた面積が、市域面積に占める割合です。市民の自主的な緑化推進と活動、公園の増設やまちづくり条例に基づく緑化指導、農地の確保などにより、市民、事業者・関係団体等とともに協働で緑を維持する取り組みを進めます。農地や樹林地の開発・宅地化等により民有地の緑の減少が予想される中、緑被率については、33.46%を維持していくことを目標としていきます。

Ⅲ 施策展開における協働と役割分担

● 市民、事業者、関係団体等の役割

- ・ 市民は、緑に対する理解を深め、庭やベランダ、屋上、壁面、駐車場など、敷地内の緑化に取り組み、緑豊かなまちづくりに協力します。
- ・ 事業者等はまちづくりに大きく影響していることを認識し、緑の保全及び緑化活動等を主体的に行うとともに、敷地内緑地空間の地域公開や沿道スペースのエントランス的空間の創出を図ります。
- ・ 「NPO 法人花と緑のまち三鷹創造協会」は、市民との協働の取り組みを推進・拡充していくため、担い手の発掘や育成に努め、その活動の継続的展開の支援を行います。

● 市の役割

- ・ 市は、国や東京都など関係する関係機関と連携を図り、緑と水に関する総合的な観点から緑の保全及び緑化の推進に向けた施策に取り組みます。
- ・ 市は、市民や事業者等の緑に関わる活動を支援するとともに、市民参加の機会場の場づくりや緑や水に関する意識啓発に努め、緑の保全及び緑化活動などを支援します。
- ・ 市は、公園や道路などの公共施設の緑化、高品質化を積極的に推進し、公園緑地等の適切な整備・維持・管理及び魅力の向上を図ります。
- ・ 市は、緑地保全、緑化推進や PR、情報提供を積極的に行い、緑と水のまちづくりに向けて関係機関と連携・調整を図ります。

Ⅳ 施策・主な事業の体系

◎: 主要事業 ※: 推進事業

1 計画の策定と推進

(1)「緑と水の基本計画2022(仮称)」(第3次緑と水の回遊ルート整備計画)の策定と推進	◎ ①「緑と水の基本計画2022(仮称)」(第3次緑と水の回遊ルート整備計画)の策定と推進
---	---

2 緑と水のネットワークの構築

(1)回遊ルートの「拠点整備」の推進	◎ ①ふれあいの里・市民の広場の整備
	◎ ②ふれあいの里・市民の広場等周辺の風景・景観づくりの推進
	◎ ③けやき並木の保全と道路づくり
(2)回遊ルートの「ルート整備」の推進	◎ ①拠点周遊ルート等の整備
	◎ ②河川ルートの整備
	◎ ③「三鷹型エコミュージアム」関連ルートの整備

3 緑と水の保全

(1)自然緑地の保全	※ ①回遊ルート周辺の自然緑地の重点的保全
	※ ②緑と水の環境整備重点地区の指定
	※ ③生物多様性に配慮した空間の保全・再生
(2)農地の保全	◎ ①農地の保全・整備手法の検討と推進
(3)河川の親水化、橋梁の整備	※ ①橋梁の架け替え・補修 (「第2部一第6 再開発の推進」参照)

4 緑と水の再生・創出

(1)公園・緑地の整備・活用	◎ ①災害に強い公園づくりの推進
	◎ ②公園緑地の改修・拡充整備の実施
	◎ ③安全で安心な公園づくりの推進
	※ ④遊び場広場(プレイパーク)事業の実施
	※ ⑤特色のある公園の整備
	※ ⑥コミュニティ・ガーデン(地域庭園)設置の推進

(2) 公共施設等の緑化・公園化	① 公共施設等の緑化の充実と公園化
(3) 公有地化の推進	① 借地公園等の公有地化の推進

5 協働による緑化等の推進

(1) 民有地の緑化	※ ① 接道部緑化の推進(生け垣化モデルルートの設定等)
(2) 民間緑地の市民開放の推進	※ ① 公共施設・大規模施設内緑地の開放の推進

6 快適な都市空間の創造

(1) 良好な風景・景観の創造	① 風景・景観づくり計画(仮称)の策定、推進
	② 地区計画等の活用
(2) 市民緑化の推進	◎ ① 花と緑のまちづくり事業の推進
(3) 公園緑地等の自主管理方式の導入	※ ① 自主管理・公園ボランティアの支援

7 推進体制の確立

(1) 花と緑のまち三鷹創造協会との協働の拡充	※ ① 花と緑のまち三鷹創造協会との協働の拡充
-------------------------	-------------------------

V 主要事業

1-(1)-① 「緑と水の基本計画 2022(仮称)」(第3次緑と水の回遊ルート整備計画)の策定と推進
 緑と水の公園都市の実現を図るため、「緑と水の基本計画 2022(仮称)」(第3次緑と水の回遊ルート整備計画)を策定し、計画の推進を図ります。

	計画期間(平成34年)の目標	前期				中期 (27~30)	後期 (31~34)
		23	24	25	26		
「緑と水の基本計画 2022(仮称)」(第3次緑と水の回遊ルート整備計画)の策定と推進	策定、推進	策定	推進				→

2-(1)-① ふれあいの里・市民の広場の整備

2-(1)-② ふれあいの里・市民の広場等周辺の風景・景観づくりの推進

大沢の里、牟礼の里、丸池の里の3か所の「ふれあいの里」及び「市民の広場」等の整備を推進します。また、外かく環状道路事業計画に伴う新たなふるさと空間の創出として、「北野の里(仮称)」の設置に向けた取り組みを進めます。また、周辺の豊かな地域資源の保全と活用を図ります。

	計画期間 (平成34年)の目標	前期				中期 (27~30)	後期 (31~34)
		23	24	25	26		
ふれあいの里・市民の広場の整備 (事業費:約2億5千万円)	ふれあいの里の整備	用地買収	大沢の里 整備設計	公園の整備	大沢の里 整備	推進検討	→

2-(1)-③ けやき並木の保全と道路づくり

北野ハピネスセンター周辺は、農の風景を象徴するけやき並木や屋敷林などの三鷹の原風景を残しています。ハピネスセンター前の道路等をモデル事業として位置付け、けやき並木の保全と道路づくりの取り組みを進めます。

	計画期間 (平成34年)の目標	前期				中期 (27~30)	後期 (31~34)
		23	24	25	26		
けやき並木の保全と道路づくり (事業費:約1億円)	景観重要道路等の整備		定計 画策	戻用 し 地買	整備		→

2-(2)-① 拠点周遊ルート等の整備

市内の緑の拠点をつなぐ代表的なルートとして、「ふれあいの里」や「市民の広場」の連続性や回遊性の確保のため、早期の整備に取り組みます。整備にあたっては、緑や景観に配慮した道路づくりに加え、バリアフリーや健康づくりの視点等も取り入れ、利便性の向上を図っていきます。また、歴史的・文化的な地域資源との相乗効果を考慮して緑と水のネットワーク形成に努めます。

	計画期間 (平成 34 年)の目標	前期				中期 (27~30)	後期 (31~34)
		23	24	25	26		
拠点周遊ルート等の整備	ネットワークの推進	推進					→

2-(2)-③ 河川ルートの整備

河川や玉川上水沿いの拠点やルート整備に重点を置いた「川沿いのまちづくり」について整備を進めます。

市民センター周辺から仙川下流にかけての連続した大きな緑と水辺空間について、新たなネットワーク空間の創出に向けた検討を進めます。

	計画期間 (平成 34 年)の目標	前期				中期 (27~30)	後期 (31~34)
		23	24	25	26		
河川ルートの整備	ネットワーク空間の整備	推進					→

3-(2)-① 農地の保全・整備手法の検討と推進

まちづくりと連動した都市農地の保全・活用施策を進めるとともに、都市農地保全条例(仮称)の制定に向けた検討を進めます。今後の財政状況等を踏まえ、相続発生等を念頭に置いた体系的で計画的な農地保全のための施策を推進します。農地が減少する恐れのある東京外かく環状道路整備事業においては、国等に代替地を先行取得する仕組みづくりを要請するとともに、計画的な都市農地の保全手法として「農地バンク」的な取り組みを検討します。

	計画期間 (平成 34 年)の目標	前期				中期 (27~30)	後期 (31~34)
		23	24	25	26		
農地の保全・整備手法の検討と推進	農地保全の推進	検討	→	推進			→

4-(1)-① 災害に強い公園づくりの推進

地震や水害等から市民を守るため、新川防災公園(仮称)を中心とした市内すべての公園緑地等において、防災面から避難場所・災害復旧拠点としての役割について整理するとともに、空間確保等の防災対策強化・拡充を進め、防災に寄与する公園づくりを推進します。

	計画期間 (平成 34 年)の目標	前期				中期 (27~30)	後期 (31~34)
		23	24	25	26		
災害に強い公園づくりの推進	推進	推進					→

4-(1)-② 公園緑地の改修・拡充整備の実施

安全性の向上、生物多様性への対応、バリアフリーに配慮したリニューアル等により、既存の公園緑地施設の有効活用を図るとともに、引き続き公園緑地の確保に努め、市民参加を取り入れながら地域ニーズにあわせた整備を計画的に進めます。

	計画期間 (平成 34 年)の目標	前期				中期 (27~30)	後期 (31~34)
		23	24	25	26		
公園緑地の改修・拡充整備の実施	改修整備 24 園	2 園	2 園	2 園	2 園	8 園	8 園

4-(1)-③ 安全で安心な公園づくりの推進

「安全で安心な公園づくりガイドライン」に基づき、誰もが安心して利用できる公園づくりを市民と協働で進めます。老朽化した木製遊具等の計画的な交換や、地域住民や公園ボランティア等と連携した安全管理の充実を図ります。また、防犯の視点から見通しに配慮した施設等の配置やバリアフリーを考慮した整備を進めます。

また、既存の公園施設に関する長寿命化計画等や、落ち葉を堆肥化する等の循環型の管理についても検討を進めます。

	計画期間 (平成 34 年)の目標	前期				中期 (27~30)	後期 (31~34)
		23	24	25	26		
安全で安心な公園づくりの推進	安全安心な公園づくりの推進	推 進					→

6-(2)-① 花と緑のまちづくり事業の推進

花や緑の満ちた美しいまちづくりをめざし、市民緑化支援事業の充実を図りながら、民有地内における様々な緑化に関しての支援を行います。

また、ガーデニング講習会等による人財育成のほか、ガーデニングフェスタ等のイベント実施やコミュニティ・ガーデンの整備など、花と緑のまち三鷹創造協会と協働しながら、多様な「花と緑のまちづくり事業」を推進するとともに、時代背景に応じた魅力的で市民ニーズに即した事業メニューや仕組みづくりや場の提供について、同協会と協力・連携を図り取り組みます。

井の頭公園が会場の一つとなる第 29 回都市緑化フェア開催を契機として、都や武蔵野市とも連携しながら、緑化推進のさらなる気運向上を図ります。

	計画期間 (平成 34 年)の目標	前期				中期 (27~30)	後期 (31~34)
		23	24	25	26		
花と緑のまちづくり事業の推進	市民緑化の推進	推 進					→

VI 推進事業

3-(1)-① 回遊ルート周辺の自然緑地の重点的保全

特別緑地保全地区、保存樹木・樹林等の指定及び支援を積極的に推進し、回遊ルート周辺の豊かな地域資源の保全と活用を積極的に図ります。

3-(1)-② 緑と水の環境整備重点地区の指定

自然や文化・歴史遺産を保全・継承していく地区、都市の利便性と自然環境が調和したうおいの快適空間を創出するため、緑と水の環境整備を重点的に講じる地区を指定し、保全・創出、緑化・育成など緑と水に関する施策を展開していきます。

3-(1)-③ 生物多様性に配慮した空間の保全・再生

多様な生物の生息を可能とする樹林、農地、水辺、公園緑地等の生息域の保全と拡充、連続化、質の向上、街かどの生息小空間の創出など、生き物の生息に配慮した空間づくりに取り組みます。

4-(1)-④ 遊び場広場(プレイパーク)事業の実施

自由に遊ぶことができる広場で子どもたちが自分自身で遊びを考え、その遊びを通じて様々な体験ができるプレイパーク事業を実施します。また、事業の開催場所や自主的な運営方法について、市民参加等を得ながら検討を進めます。

4-(1)-⑤ 特色ある公園の整備

4-(1)-⑥ コミュニティ・ガーデン(地域庭園)設置の推進

自然生態系を重視した公園、循環型の公園、子どもたちから高齢者までの多くの市民が憩える楽しい公園、地域・文化・自然・景観などの地域の特性を活かした公園など、市民に親しみと愛情を持って利用される特色ある公園づくりをめざします。

また、老朽化の進んだ公園や利用の少ない小規模公園等については、利用者や近隣住民などの市民参加を得ながら、市民主体で整備・管理するコミュニティガーデン(地域庭園)の設置を推進します。

5-(1)-① 接道部緑化の推進(生け垣化モデルルートの設定等)

生け垣助成制度の整備効果の情報提供と制度の充実を図り、緑豊かなまち並みを誘導するとともに、ブロック塀等の倒壊による災害の発生を未然に防止するため接道部の緑化を推進します。

5-(2)-① 公共施設・大規模施設内緑地の開放の推進

ICU、国立天文台等の市内大規模施設内の緑地を都市の共有財産として保全し、地域への開放に向け、所有者等と協議を進めます。

6-(3)-① 自主管理・公園ボランティアの支援

地域に密着した公園づくりや快適な環境づくりは、市民と協働のもとに進めていく必要があります。市民ボランティアによる清掃活動等をさらに拡充し、公園緑地等の日常的な維持管理・運営の一部を市民や団体が行う自主管理方式の導入を進め、公園ボランティア団体の活動を支援します。

7-(1)-① 花と緑のまち三鷹創造協会との協働の拡充

花と緑のまち三鷹創造協会とのさらなる連携と実績に基づき、より一層市民が花や緑の活動に参加できる新たな仕組みや場づくり、花と緑を担う人づくり、ネットワークづくり等を進めるとともに、市民参加の緑の活動の展開による緑を通じたコミュニティの創生に取り組みます。

Ⅶ 関連個別計画

- ・緑と水の基本計画 2022(仮称)
- ・土地利用総合計画 2022(仮称)
- ・三鷹風景・景観づくり計画 2022(仮称)
- ・環境基本計画 2022(仮称)
- ・地域防災計画
- ・農業振興計画 2022(仮称)